

# 生命と権利を守る3・30集会

# 国労水戸

## 若手社員に伝えよう

3月30日、地本会議室で生命と権利を守る3・30集会を開催した。毎年、継続して行われ20名が参加した。

大賀執行委員の司会で黙とうを行い、主催者を代表して出羽執行委員から、JR30年を迎え、会社は順調に進んでいる。一方労働災害、交通事故は継続して発生している。3・30事故を通じて痛ましい事故を起こさない。会社の効率化施策の中、安全問題は切り

国労水戸地方本部  
水戸市中央1-1-11  
ENYビル2F  
029-221-4008  
発行責任者 塚原良雄  
編集責任者 坂下 司



離せない若い仲間にも伝えていくと挨拶した。工務協から吉田副議長よりメンテナンスから16年、常日頃から安全意識を持つ、安心して働ける職場へと報告した。

技術者の魂 (JUNDO) 運動を

水戸地区久古分会長より、

事故を振り返り、あの時何で事故にと思う。組合として語り部を必要。会社から言われたら、何でもやるが。これはどうなのかと労働者意識を持つて欲しい。

宮崎さんから墓参りして思うことは風化させない。自分たちが出来ることは何か。線路内作業で、若手はTC列警が鳴れば離れば良いと言うが過信はできない。基本に戻って点検摘発をと報告した。



### 休日 35条 (その2)

休日とは労働契約において労働義務がないとされている日をいいます。

休日は原則として暦日、すなわち午前0時から午後12時までの24時間をいいます。

午前0時から午後12時までの間に勤務しない場合が休日であり、所定休日でも前日の労働が延長されて午前0時を超えた場合などは休日を与えたことになりません。

### 労働基準法35条に違反した場合

使用者は6か月以下の懲役か30万円以下の罰金という刑罰を科せられます。

(労働基準法119条1項)

### 休日労働をさせるには

36協定が必要です。

使用者は労働者に対し、休日労働に対する割増賃金を支払わなければならない。

### 割増率は

基礎賃金の1.35倍以上です。(労働基準法37条1項)